

## 平成 27 年度東京都建設局の土木材料仕様書における規定内容

### 122. 粒状改良土

本品は、次の規定に適合しなければならない。

#### 1. 粒状改良土の製造

1. 1. 本品は、地盤の掘削等から発生する土砂を、プラントで高分子系改良材及び生石灰により改良したもので、所定の品質が得られるように調整したものである。
1. 2. 本品の納入に当たっては、生石灰の発熱反応が終了していること。

#### 2. 品質

2. 1. 本品は、ごみ、がら、有機物等の異物を含まないものとする。
2. 2. 本品の最大粒径、細粒分含有率、CBRは、表122-1のとおりとする。

表 122-1

呼び名	最大粒径	細粒分含有率	CBR		
			規準値	試験頻度	試験方法
粒状改良土	13mm以下	75 $\mu\text{m}$ ふるいの通過質量百分率が 15 % 以下	出荷時から 30 日間さかのばった品質管理データの個々の値が 8 % 以上	1 日 1 回以上ただし、1 日の生産量が 300 $\text{m}^3$ を越えるときは 2 回とする	JIS A 1211 「CBR 試験方法」の修正 CBR 試験において締固め度 90 % の値

(注-1) 細粒分含有率は、最大粒径 6 mm 以下の試料に対しての試験結果を用いる。

#### 【解説】

本品は、一般財団法人土木研究センターによる技術審査証明を受けた「建設発生土改良材ソイルハードによる粒状改良土スーパーソイル」(技術証第 0702 号)と同等の性能を有するものとして、同材料の規定に基づき仕様を定めた。

なお、本品について道路占用工事要綱の見直し等、改定された場合は規定の全部又は一部を要綱によるものとすることができます。